

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案新旧対照条文

。消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 第十四（略） 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。 十五 二十七（略）	（所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四（略） 十五 二十七（略）